

議案第45号

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第26条）
- 第2章 助産施設（第27条—第30条）
- 第3章 乳児院（第31条—第38条）
- 第4章 母子生活支援施設（第39条—第46条）
- 第5章 保育所（第47条—第53条）
- 第6章 児童厚生施設（第54条—第57条）
- 第7章 児童養護施設（第58条—第66条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第67条—第74条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第75条—第77条）
- 第10章 児童発達支援センター（第78条—第82条）
- 第11章 児童心理治療施設（第83条—第89条）
- 第12章 児童自立支援施設（第90条—第99条）
- 第13章 児童家庭支援センター（第100条—第102条）
- 第14章 里親支援センター（第103条—第108条）
- 第15章 雑則（第109条・第110条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、児童福祉施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、栄養があり、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 区長は、杉並区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 杉並区（以下「区」という。）は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(児童福祉施設の責務)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気その他の入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分に考慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

第8条 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、並びにこれらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練にあつては毎月1回、救出訓練その他必要な訓練にあつては定期的に、これを行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第9条 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて児童の所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第11条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第12条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設と併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第13条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員につい

ては、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(入所者を平等に取り扱う原則)

第14条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第15条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。以下この条において同じ。）は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第17条 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(児童対象性暴力等の防止)

第18条 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者

は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第19条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持できるよう入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第20条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第13条第1項の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

ない。

- 3 児童福祉施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、あらかじめ作成された献立に従って入所者に食事を提供するための調理を行わなければならない。ただし、少数の入所者を対象として家庭的環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、入所者の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第21条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項及び第13条第1項の健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、当該健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第22条 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(運営規程)

第23条 児童福祉施設（保育所を除く。）は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を定めておかななければならない。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営に関する重要事項について、規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他保育所の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第24条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第26条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置について、都道府県又は区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第27条 助産施設は、第一種助産施設（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であるものをいう。以下同じ。）及び第二種助産施設

(同法に規定する助産所であるものをいう。以下同じ。)とする。

(入所させる妊産婦)

第28条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合に限り、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第29条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第30条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのある場合は、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させ、又は入院させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 乳児院

(設備の基準)

第31条 乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児10人以上を入所させる乳児院は、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院は、乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第32条 乳幼児10人以上を入所させる乳児院は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- (1) 医師又は嘱託医(小児科の診療に相当の経験を有する者に限る。)
- (2) 看護師
- (3) 個別対応職員

- (4) 家庭支援専門相談員
 - (5) 栄養士又は管理栄養士
 - (6) 調理員
- 2 乳幼児10人未満を入所させる乳児院は、次に掲げる職員を置かなければならない。
- (1) 嘱託医
 - (2) 看護師
 - (3) 家庭支援専門相談員
 - (4) 調理員又はこれに代わる者
- 3 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 4 乳児院は、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者（合計して10人以上となる場合に限る。）に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 5 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。この項及び第84条第3項を除き、以下同じ。）（短期大学を除く。）又は大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）第1条に規定する大学をいう。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 6 乳幼児10人以上を入所させる乳児院において、看護師の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。ただし、7人を下回らないものとする。
- (1) 乳児及び満2歳に満たない幼児 おおむね1.6人につき1人
 - (2) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね2人につき1人
 - (3) 満3歳以上の幼児 おおむね4人につき1人
- 7 前項の看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる。ただし、

乳幼児の数が10人の場合にあつては2人以上、乳幼児の数が10人を超える場合にあつてはおおむね10人ごとに1人以上の看護師を置かなければならない。

8 前項に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる乳児院は、1人以上の保育士を置かなければならない。

9 乳幼児10人未満を入所させる乳児院において、看護師の数は、7人以上とする。

10 前項の看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる。ただし、1人以上の看護師を置かなければならない。

(乳児院の長の資格等)

第33条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師(小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

(4) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(養育)

第34条 乳児院における養育は、規則で定めるところにより、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資するものでなければならない。

2 乳児院は、入所している乳幼児の家庭環境の調整を、当該乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第35条 乳幼児10人以上を入所させる乳児院においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第36条 乳児院の長は、第34条の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第37条 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第38条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第39条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、相談室及び集会、学習等を行う室を設けること。
- (2) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (3) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医務室及び静養室を設けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第40条 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。
以下同じ。）

(2) 嘱託医

(3) 少年を指導する職員

(4) 調理員又はこれに代わる者

2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子（合計して10人以上となる場合に限る。）に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第32条第5項の規定を準用する。

3 母子生活支援施設は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならない。

4 母子支援員の数は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設は、2人以上とすること。

(2) 母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設は、3人以上とすること。

5 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上としなければならない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第41条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者

(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、

規則で定める基準を満たすもの

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(母子支援員の資格)

第42条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第55条第2項第1号及び第61条第1号において同じ。）
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (6) 高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）、中等教育学校（同条に規定する中等教育学校をいう。以下同じ。）若しくは中学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）第1条に規定する中学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第43条 母子生活支援施設における生活支援は、母子が共に入所する施設の特性を生かしつつ、入所中の母子の自立の促進を目的とし、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、当該母子の家庭生活及び就業の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第44条 母子生活支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36

条中「第34条」とあるのは「第43条」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と、第37条中「第37条」とあるのは「第38条」と読み替えるものとする。

(保育所に準ずる設備等)

第45条 第39条第2号の規定により、母子生活支援施設に保育所の設備に準ずる設備を設ける場合は、次章(第49条第2項から第4項までを除く。)の規定を準用する。この場合において、保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上としなければならない。ただし、1人を下回ってはならない。

(関係機関との連携)

第46条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

第5章 保育所

(設備の基準)

第47条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。
- (3) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

2 満2歳以上の幼児を入所させる保育所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第3号において同じ。)、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。
- (3) 満2歳以上の幼児1人につき、保育室又は遊戯室の面積にあつては1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあつては3.3平方メートル以上と

すること。

- 3 保育所は、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室を2階以上に設ける場合は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(食事の提供の特例)

第48条 第20条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する保育所は、当該保育所に入所している満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていること。
- (3) 調理業務の受託者が、当該保育所における食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等を考慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。
- (4) 調理業務の受託者が、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康の状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

- 第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
- 2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人

3 第1項の保育士の数は、保育所における開所時間を通じて、保育所1か所につき2人を下回ることはできない。

4 前2項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第68条第14項に規定する心理担当職員をいう。以下同じ。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第6項から第8項までの規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（保育時間等）

第50条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

2 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とする。

（保育の内容）

第51条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。

（保護者との連絡）

第52条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第53条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第54条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 屋外の児童厚生施設は、広場、遊具及び便所を設けること。

(2) 屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第55条 児童厚生施設は、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 高等学校、中等教育学校若しくは中等学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(5) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第56条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の推進を図るよう行うものとする。

(保護者との連絡)

第57条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、当該児童の保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第58条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、前号に規定する設備に加えて、医務室及び静養室を設けること。
- (3) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第59条 児童養護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第6号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 嘱託医
- (3) 保育士
- (4) 個別対応職員
- (5) 家庭支援専門相談員
- (6) 栄養士又は管理栄養士
- (7) 調理員
- (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）

2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 児童養護施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第32条第5項の規定を準用する。

4 児童養護施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置か

なければならない。

5 児童養護施設において、児童指導員及び保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上としなければならない。

- (1) 満2歳に満たない幼児 おおむね1.6人につき1人
- (2) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね2人につき1人
- (3) 満3歳以上の幼児 おおむね4人につき1人
- (4) 少年 おおむね5.5人につき1人

6 児童養護施設において、看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上としなければならない。ただし、1人を下回ってはならない。

(児童養護施設の長の資格等)

第60条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (4) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
- (5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(児童指導員の資格)

第61条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者

- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (5) 高等学校、中等教育学校若しくは中等学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (6) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認められたもの
- (7) 3年以上児童福祉事業に従事した者で、区長が適当と認めたもの
- (8) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの

(養護)

第62条 児童養護施設における養護は、児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長と自立の支援を目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第63条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童が適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び実習、講習その他の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第64条 児童養護施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「第34条」とあるのは「第62条」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第37条中「第37条」とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第65条 児童養護施設の長は、児童指導員又は保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第66条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と連携を図らなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第67条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 支援室及び屋外遊戯場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第68条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の合計数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上としなければならない。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、当該合計数に1以上を加えなければならない。

- 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。
- 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。
- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上としなければならない。
- 8 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。
- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の合計数は、児童おおむね4人につき1人以上としなければならない。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、当該合計数に1人以上を加えなければならない。
- 11 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。
- 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の合計数は、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上としなければならない。
- 13 福祉型障害児入所施設は、心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合にあっては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。

1 4 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（生活指導、学習指導及び職業指導）

第 6 9 条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応できるよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第 6 3 条第 2 項の規定を準用する。

3 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。

4 前項の規定によるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第 6 3 条第 3 項の規定を準用する。

（入所支援計画の作成）

第 7 0 条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき当該児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、当該障害児入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより当該児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第 7 1 条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第 6 5 条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第 7 2 条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、当該児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第73条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第74条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第21条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療が可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第21条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所の継続の必要性について考慮しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の支援に必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第76条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設は、次に掲げる職

員を置かなければならない。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な職員
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 児童発達支援管理責任者

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設において、児童指導員及び保育士の合計数は、おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上としなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、第1項各号に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設において、児童指導員及び保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上としなければならない。

- (1) 乳幼児 おおむね10人につき1人
- (2) 少年 おおむね20人につき1人

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第3項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

（準用）

第77条 第65条、第69条及び第72条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。）について準用する。

2 第70条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

3 第73条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

4 第74条第2項の規定は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第78条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 前2項に掲げるもののほか、児童発達支援センターの設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第79条 児童発達支援センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者

(7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）（日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。）

(8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場

合に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。
 - (1) 40人以下の児童を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士又は管理栄養士
 - (2) 調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員
 - (3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員
 - ア 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - イ 児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合
 - ウ 児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合
- 3 児童発達支援センターは、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1項各号に掲げる職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。
- 4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 児童発達支援センターにおいて、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の合計数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上を児童指導員又は保育士としなければならない。

6 第13条第2項の規定にかかわらず、児童発達支援センターは、保育所、家庭的保育事業所等（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）若しくはこれらに類する施設として規則で定めるものに入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

（保護者等との連絡）

第80条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第81条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

（準用）

第82条 第69条第1項及び第70条の規定は、児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第70条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

第11章 児童心理治療施設

（設備の基準）

第83条 児童心理治療施設は、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けるとともに、規則で定める設備に係る基準を満たさなければならない。

（職員）

第84条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第9号の調理員を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 心理療法担当職員
- (3) 児童指導員
- (4) 保育士
- (5) 看護師
- (6) 個別対応職員
- (7) 家庭支援専門相談員
- (8) 栄養士又は管理栄養士
- (9) 調理員

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。）（短期大学を除く。）又は大学（旧大学令第1条に規定する大学をいう。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上としなければならない。

6 児童指導員及び保育士の合計数は、児童おおむね4.5人につき1人以上としなければならない。

（児童心理治療施設の長の資格等）

第85条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (4) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第86条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童が社会に適応できるようその能力の回復を図り、当該児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の保護者に当該児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第87条 児童心理治療施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「第34条」とあるのは「第86条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第37条中「第37条」とあるのは「第43条の2」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第88条 児童心理治療施設における児童と起居を共にする職員については、第65条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第89条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センター

その他の関係機関と連携を図らなければならない。

第12章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第90条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備の基準については、学校教育法第3条の規定による小学校、中学校又は特別支援学校の設置基準における設備に係る規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する学科指導に関する設備以外の設備については、第58条第1号から第3号までの規定を準用するほか、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第91条 児童自立支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては第7号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第8号の調理員を置かないことができる。

(1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）

(3) 嘱託医

(4) 医師又は嘱託医（精神科の診療に相当の経験を有する者に限る。）

(5) 個別対応職員

(6) 家庭支援専門相談員

(7) 栄養士又は管理栄養士

(8) 調理員

2 家庭支援専門相談員は、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第84条第3項の規定を準用す

る。

4 児童自立支援施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。

5 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の合計数は、児童おおむね4.5人につき1人以上としなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第92条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（第4号において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者

(5) 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う資質の向上のための研修を受講するものとする。

(児童自立支援専門員の資格)

第93条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(7) その他規則で定める基準を満たす者

(児童生活支援員の資格)

第94条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第95条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、入所している児童が適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営むことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 児童自立支援施設における学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

3 児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第63条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第96条 児童自立支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「第34条」とあるのは「第95条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第37条中「第37条」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第97条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員又は児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第98条 児童自立支援施設の長と関係機関との連携については、第66条の規定を準用する。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第99条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、心理学的及び精神医学的な観点からの診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

第13章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第100条 児童家庭支援センターは、相談室を設けなければならない。

(職員)

第101条 児童家庭支援センターは、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者を、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援業務」という。）を担当する職員として置かななければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第102条 児童家庭支援センターは、児童、保護者等の意向の把握に努めなければならない。

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、区市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターは、附置されている施設との緊密な連携を図るとともに、その支援業務を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第14章 里親支援センター

(設備の基準)

第103条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第104条 里親支援センターは、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

（2） 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

（3） 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

（2） 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

（3） 里親等への支援の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援センターの長の資格等)

第105条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援)

第106条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第107条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第37条の規定を準用する。この場合において、同条中「第37条」とあるのは、「第44条の3第1項」と読み替えるものとする。

(関係機関との連携)

第108条 里親支援センターの長は、都道府県、区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

第15章 雑則

(電磁的記録)

第109条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第110条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、同年12月25日から施行する。
- 2 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設（同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）における第31条第1号若しくは第2号、第39条第1号又は第58条第1号の規定の適用については、第31条第1号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、同条第2号中「室及び相談室」とあるのは「室」と、第39条第1号中「相談室及び集会、学習等を行う室を設けること」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場

等があるときは、浴室を設けないことができる」と、第58条第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。

- 3 平成23年6月17日前から乳児院又は児童養護施設に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第32条第3項又は第59条第2項の規定にかかわらず、当該施設における家庭支援専門相談員となることができる。
- 4 平成10年4月1日において、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第3条の規定により看護婦に代えることができることとされた者であって、同日前からこの条例の施行の日の前日まで引き続いて当該乳児院に看護師に代えて勤務するものについては、当該乳児院における第32条第6項及び第9項に規定する看護師に代えることができる。
- 5 平成23年9月1日前から乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長である者については、第33条第1項、第41条第1項又は第60条第1項の規定は、適用しない。
- 6 当分の間、第49条第2項及び第3項の保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第4項、次項又は附則第8項の規定により保育士とみなされる者及び同条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 7 当分の間、第49条第2項及び第3項の保育士の数の算定に当たっては、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。
- 8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第49条第2項及び第3項の保育士の数の算定に当たっては、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすこ

とができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（第49条第4項及び前3項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないとした場合の第49条第2項及び第3項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。
- 10 令和10年3月31日までの間、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第49条第2項の適用については、同項第3号中「15人」とあるのは、「20人」とする。
- 11 当分の間、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第49条第2項の適用については、同項第4号中「25人」とあるのは、「30人」とする。
- 12 当分の間、第49条第3項の規定にかかわらず、同条第2項各号に定める保育士の数の合計数が1人となる時は、同条第3項の規定を適用しないことができる。この場合において、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を1人以上置かなければならない。
- 13 第49条第4項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第4項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 14 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第92条から第94条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
- 15 平成19年4月1日において、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第29号）附則第2項に規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員であった者については、第92条から第94条までの規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の児童福祉施設最低基準第81条から第83条までの規定の例による。

1 6 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号中「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）」を「杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第 号）」に改める。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める必要がある。

杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

附則第16項による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（1） 保育所 <u>杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第 号）</u> に定める保育所の設備及び職員の基準</p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）</p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>（1） 保育所 <u>東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）</u> に定める保育所の設備及び職員の基準</p> <p>（2）～（4） 略</p>